

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている  
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

整理簿番号	※
-------	---

1 法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等に関する事項

農地等を贈与により取得した年月日	平成____年____月____日			
贈与者	氏名		住所	
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称		所在地	

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				( ) m <sup>2</sup> ----- m <sup>2</sup>	有・無
2				( )	有・無
3				( )	有・無
4				( )	有・無
5				( )	有・無
6				( )	有・無
7				( )	有・無
8				( )	有・無
9				( )	有・無
10				( )	有・無
			合計	( ) m <sup>2</sup> ----- m <sup>2</sup>	

※欄は記入しないでください。

<p>（添付書類）</p> <p>1. 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第8項に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類</p> <p>2. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）第14条第9項に規定する事業施行者との契約書等の写し等</p>
--

## 記 載 方 法 等

この承認申請書（付表）は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

- 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
- 1 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - 2 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - 3 「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
  - 4 「面積」欄は、次により記載してください。
    - (1) 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
    - (2) 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
  - 5 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。